

「GIGAスクール構想」に基づいた富里市の教育活動方針

令和3年4月1日制定
富里市教育委員会

1. 基本方針

Society 5.0時代など、社会構造が大きく変化する中で、子供たちに求められている能力が変化している。将来の予測が困難な状況にあって情報や情報技術を受け身ではなく、主体的に学び、それを活用していく力が求められている。

また、日本語指導を必要とする児童生徒や発達障害を抱えた児童・生徒など、多様な子供たちが増加する中で、個別最適化された学びを提供し、求められる能力の育成を実現するためにICTを活用した教育が注目を集めている。

このような中、本市においても新型コロナウイルス感染症による学校の休業により、ICT環境の脆弱さが露呈し、教育のICT化は待ったなしの状況である。新しい学びの形として、国が進める「GIGAスクール構想」による、1人1台端末をはじめとしたICT機器を最大限活用して、教育環境の充実、個に応じた指導の充実により、教育の質の向上を図り、児童・生徒の確かな学力の育成を図る。

※Society5.0…サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題を解決する、人間中心の社会

2. 端末活用の基本的な考え方（目標設定）

本市では、学びの本質を、「教師が児童・生徒に疑問を投げかけたり意見を求めたりすることや、児童・生徒同士が個別に獲得した事実の共有や考えを意見交換することを通して、社会の一員として必要な知識やよりよい考え方を身につけること」ととらえている。

このような学びの実現には、協働的な学習が不可欠であり、この学習をより効果的・効率的に進めるために端末の活用を取り入れていく。

（1）情報教育の更なる活用（授業での積極的な活用）

ア 一斉学習による学び（教員による教材の提示）

大型モニターや児童・生徒用端末に教員が画像や音声、動画などを書き込みしながら、児童生徒の知的好奇心を刺激するとともに興味・関心を喚起し、学習課題への理解を深める。

イ 個別最適化された学び

1人ひとりの特性や習熟の程度に応じて学習するにあたり、習熟度に応じてドリルソフトやデジタル教材を用いること、各自のペースで情報を収集できる場と時間を保障することで、個別最適化された学びの実現を目指す。

ウ 主体的・対話的で深い学び

学習課題に対する自分の考えを、書き込み機能を持つ大型モニターなどを用いて、グループや学級全体にわかりやすく提示し、個人の考えを整理して伝え合うことにより、思考力や表現力を培うとともに、繰り返し話し合うことなどにより、より理解を深めることができるようにする。

エ 特別な配慮が必要な児童・生徒の教育の充実

小中学校においては、弱視や難聴、知的障害や肢体不自由または病弱などの特別支援学級が設置されており、ICTを1人ひとりの障害の状態に応じて活用し、学習意欲を引き出したり、集中力を高めたりする。

(2) 臨時休校等緊急時における活用（今後の対応）

ICT機器を家庭に持ち帰り、動画やデジタル教科書・教材を用いて、授業の予習・復習を行うことにより、各自のペースに合わせた学習に取り組むことができるようにする。

家庭でインターネットを活用することにより、様々な調べ学習や意見交換を行うなどの家庭学習に取り組めるようにする。

※家庭での端末利用のルールや通信環境のない家庭への支援が必要となる。

3. 指導体制の確立

「主体的・対話的で深い学び」の実現や情報活用能力の育成には、児童・生徒の端末活用における能力目標の明確化や、教員がICT活用指導力の必要性を理解し、研修に積極的に参加したり、研鑽を深めたりするなど、教育委員会が実施する研修や校内研修を充実させることが必要である。

(1) 端末活用能力の目標設定

児童・生徒の発達段階に応じて、端末活用場面や内容を精査し、系統立てた活用能力目標設定を行い、市内小中学校で共通した端末活用を図る。

(2) ICT活用指導力等の向上（研修）

ア 校内研修リーダーの育成

すべての教員がICTを効果的に活用するためには、日常の教科等の指導における教育方法を習得する必要があるとあり、各学校の校内研修等を通じて浸透させていくことが現実的な方法である。

この体制を構築するためには、校内研修リーダーの育成が必要不可欠であり、各学校の情報教育担当のスキルアップを図り、校内研修リーダーとして育成する。

イ 研修の効果的な実施

教育の情報化についての理論的な理解を深めながら、ICTを活用して授業改善を図るという方向性を明示し、学校の特性に合わせた研修ができるよう配慮する必要がある。

そのためには、校内研修リーダーがその力を発揮できるよう教育委員会等において各校の研修体制をしっかりと支援し、研修内容を充実させる。

(3) 外部機関や外部人材の活用

ICT教育の充実を図るうえで、企業や団体、あるいは地域の方々と積極的に連携し協力を得ることは大変有効である。

特別非常勤講師やゲストティーチャーとして、児童・生徒に直接指導することや教員研修の支援、授業の支援などを行う。

また、プログラミングの技能に長けた方や指導経験豊富な方ばかりでなく、地域のボランティアなどにも協力を頂くことについても検討する。

(4) 情報モラル教育

携帯電話やスマートフォン、またSNSが子供たちにも急速に普及する中、児童・生徒が情報化社会での行動に責任を持つとともに犯罪被害を含む危険の回避など、情報を正しく安全に利用できるようにするためには、学校における情報モラル教育は極めて重要である。

ア 児童・生徒の利用の実態

誰もが情報の受け手だけではなく、送り手として情報の表現やコミュニケーションの手段としての活用ができることから、有害情報や悪意のある情報など、急激な情報化の影の部分への対応が課題となっている。

知らない人とのメール等のやり取りやインターネット上で知り合った人とのやり取りがトラブルにつながるものが懸念されることから、児童・生徒の利用実態をしっかりと把握し、指導していく。

イ 発達段階に応じた情報モラル教育

情報モラル教育を行うに当たっては、教員が様々な状況を把握したうえで、トラブルに巻き込まれないよう発達段階に応じた指導が必要となってくる。

日常生活以上に勘違いが起こる可能性が高く、注意すべき点をしっかりと指導する。

4. デジタルコンテンツの効果的活用

端末の活用を図る際には、活用場面や方法と共に、端末で何を行うかが重要となる。端末で何を見るのか、どんな操作をするのか、活用の幅を広げられるよう整理する必要がある。

(1) デジタル教科書の導入と活用促進

中学校においては平成28年度より、小学校においては令和2年度より主要教科でのデジタル教科書の活用が取り入れられている。この活用をさらに場面や方法の工夫により、充実させる。

(2) 学習支援ソフトの効果的活用

端末には、学習を支援するソフトがインストールされており、お互いの端末の画面が配信されたり、児童・生徒の端末画面を指導者が閲覧できたりする機能がある。これらを効果的に活用し、より深い学びや丁寧な個別支援を実現する。

(3) 発表資料作成における作業ソフトの活用

プレゼンテーションや表計算、文書作成は、すでにパソコン教室のコンピュータを活用しながら行っているところではあるが、1人1台端末の導入により、効率的に作業を進められる点とICT機器の利便性を理解させる。

5. ICT環境整備の充実

令和2年度において、国の補助金等を活用し1人1台端末を小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒が利用できるよう整備する。

また、授業中に回線が途切れることなく、安定して接続可能な高速大容量のネットワーク環境を整備する。

なお、小学校1年生から3年生までの1人1台端末は、今後、順次整備する。